

三宅町社会福祉協議会 学業資金借入申込書

受付年月日	令和	年	月	日	貸付コード(管理番号)
-------	----	---	---	---	-------------

借入申込者

カタカナ 本人氏名		生年月日	年齢	
		年 月 日		
住所	〒	電話番号		
		携帯番号		
在籍学校名		入学日	年 月 日	
学校住所	〒	電話番号		
		FAX番号		
カタカナ 親権者等氏名		続柄	生年月日	年齢
			年 月 日	
住所	〒	電話番号		
		携帯番号		
勤務先名称		職業		
勤務先住所	〒	電話番号		
		FAX番号		

借入理由

--

貸付金振込先

金融機関		支店名		預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号		口座名義人 (カタカナ)			

社会福祉法人
三宅町社会福祉協議会 会長 殿

私は、裏面記載の留意事項等に全て同意し、学業資金の借入を申請いたします。

令和 年 月 日

借入申込者 印
(必ず本人が自署・捺印してください)

(申込者未成年の場合、親権者等の同意)

親権者等氏名 印
(必ず本人が自署・捺印してください)

親権者等に同意が得られない事情

私、留意事項を承認のうえ、本申込書記載のとおり学業資金を借り入れたく申し込みます。

本申込書記載内容に虚偽等なく、正確に記載されています。

本申込書記載内容に基づく審査によって、貸付が不承認となった場合、その理由が開示されないことに同意します。

記入した個人情報について、本学業資金貸付に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。また、貴会が貸付に必要な範囲で、在籍する学校、住所地への自治体に照会し、私個人情報の提供を受けることに同意します。

私暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員になりません。

私、貴会が必要に応じ官公署等から私に係る暴力団員該当性情報提供を求めることに同意します。

<学業資金借入申込みに当たっての留意事項>

- 1 本申込書は、学業資金貸付の関係諸規定に基づく貸付を行うものです。
- 2 貸付金の送金は、原則一括です。
- 3 貸付金の据置期間は原則、教育機関を卒業または退学、中退するまでとします。
- 4 本資金の償還期限は、据置期間経過後5年以内とします。
- 5 貸付金の利息および保証人は、無利息・保証人不要とします。
- 6 資金を借り受けた者は、学費の納入後、納入を証明する書面を速やかに本会に届けなければならない。他の貸付等の弁償の為に借り受けした者も同様に、繰上償還を証明する書面を届けなければならない。
- 7 資金を借り受けた者は、借入期間中、就学状況に著しい変更があったときは、速やかに本会に届け出なければなりません。
- 8 借入金を目的外に使用した場合や、貸付決定内容から著しく変化がある場合には、貸付金を一括償還し貸付契約の停止を行います。
- 9 借入申込者は、貸付が決定した場合、学業資金を就学の継続に役立て、将来の就労へ繋がるよう努めることとします。
- 10 申請内容に虚偽が判明した場合は、直ちに貸付の中止を行い、貸付金の繰上一括償還を求める場合があります。

<学業資金借用における注意事項>

この学業資金貸付は「新型コロナウイルス感染症の影響で、学費を払えず退学が危ぶまれる学生に対して当面の学業資金を貸し付けることにより、学業の継続を図ること」を目的としており、借受人は次の事項を厳守しなければならない。

- 1 定められた償還方法により、償還計画に従って償還期限までに償還金を支払わなければならない。
- 2 借受人は次の事項が生じたときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。
 - (1) 住所・連絡先（電話番号）を変更したとき
 - (2) 改名・改姓したとき
 - (3) 天災・火災その他重大な災害を受けたとき
 - (4) 死亡・所在不明・破産・生活保護受給等になったとき
 - (5) 退学・休学等、就学状況に変更が生じたとき
- 3 本会は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、学業資金の全部または一部につき一括償還を請求し、または貸付金の貸付もしくは交付をやめることができる。
 - (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用したとき
 - (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な申請を行ったとき
 - (3) 故意に償還金の支払いを怠ったとき
 - (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき
- 4 災害その他やむを得ない事由により貸付金を償還することができなくなったと認めたときは、償還金の支払いを猶予または免除することがある。
- 5 本会と借受人との間で調停または訴訟の必要が生じた場合は、本会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。
- 6 上記以外の事項については本会に問い合わせすることとする。